

重要事項説明書

(令和07年4月1日現在)

指定訪問看護(訪問看護・精神科訪問看護)・指定介護訪問看護・指定介護予防訪問看護

1 運営の方針(会社理念)

- 私たちは、利用者が在宅で安心して療養生活ができるよう職務に専念し、利用者に喜ばれ信頼される看護・介護・食事を提供します。
- 私たちは、地域の保健・医療・福祉サービス提供事業所との綿密な連携のもとで、利用者が安心で安全な療養生活ができるように支援します。
- 私たちは、利用者の秘密の保持をお約束します。
- 私たちは、社会的使命を自覚し研究・研修等の機会を積極的に設けて自己研鑽に努めます。

2 相談・要望・苦情等の窓口

① 当事業所のご利用相談・苦情窓口

担当者	所長 山本 英子
電話番号	#REF!
ファックス番号	#REF!
受付時間	午前9時～午後5時30分 (月曜日～金曜日)

② 当事業所以外市町村窓口

武藏野市健康福祉部高齢者支援課 電話 0422-51-5131(代)

三鷹市健康福祉部高齢者支援課介護事業者指導担当 電話 0422-45-1151(代)

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

3 #REF!

(1) 提供できるサービス

法人名	有限会社 多摩たんぽぽ介護サービスセンター
事業所名	#REF!
所在地	#REF!
実施サービス	訪問看護・介護予防訪問看護
東京都指定番号	#REF!
サービスを提供する地域	#REF!

法人としては、看護小規模多機能型居宅介護(かんたき)の事業所があり、連携をとり、支援を行っています。

(2) 訪問看護の営業日と実施時間帯

平日： 午前9時～午後5時30分 但し：緊急時は24時間対応いたします。

土曜・日曜・祝日： 原則としてお休みをいただいておりますが、その都度ご相談に応じます。

年末・年始： 12月30日～1月3日の間はお休みさせていただきます。

*常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備しています。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	事業内容	計
管理者	看護師	1名		事業所の従事者の管理及び業務管理	1名
従事者	保健師	0名	1名	訪問看護	1名
	看護師	2名	5名	訪問看護	7名
	准看護師	0名	0名	訪問看護	0名
	理学療法士	0名	0名	訪問看護 (リハビリテーション)	0名
	作業療法士	0名	0名	訪問看護 (リハビリテーション)	0名
	言語聴覚士	0名	0名	訪問看護 (リハビリテーション)	0名

#REF!

4 訪問看護の内容

○病状・障害の観察および悪化の防止

○療養生活や介護方法の相談

○服薬管理・指導

○ターミナルケア

○療養環境の観察

○医師の指示による医療処置

○食事・排泄などの日常生活上の世話と助言

○リハビリテーション

○褥瘡・創傷の予防及び処置

○その他、訪問看護に必要と思われるケア

5 訪問看護の利用方法

(1) 訪問看護の利用開始

まずは、電話にてお話を伺った後に、当事業所の職員がご自宅を訪問しご説明のうえ契約を結ぶことになります。

訪問看護の開始にあたっては、主治医の指示書が必要になります。

介護保険をご利用の場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)とご相談していただくことになります。

主治医の指示書及び介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、訪問看護計画を作成したうえで訪問看護を開始します。

保険を適用しない自由契約による訪問看護も行っています。この場合、主治医からの情報を受けて行います。

(2) 日々・個別に行う訪問看護

訪問看護計画に従って訪問する日時、内容を事前に報告させていただき計画に従って訪問看護を実施いたします。

訪問看護従事者を指名することはできません。当事業所は、いつでも同じ看護が実施できるように、日常の所内連絡は十分行うようにしており、また毎月定期的な研修と必要に応じた随時研修を行っております。

6 訪問看護・介護予防訪問看護利用料金 (要支援1、要支援2、要介護 1~5)

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として別紙料金表(重要事項説明書 別紙1)の1割、2割又は3割がご利用者負担となります。

但し介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護予防訪問介護につきましては、包括支援センターによるサービス提供計画により訪問回数及びサービス内容が定められます。

7 訪問看護利用料金 医療保険の場合

別紙料金表(重要事項説明書 別紙2)によります。

8 自由契約及び自費による利用料金

指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護利用料金とは別に、保険外の自由契約及び自費による利用料金の設定もあります。ご利用の際は、別紙での契約を締結させていただきます。

9 支払い方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので所定の期日までにお支払いください。お支払方法は金融機関からの口座引落しとさせていただきます。お支払い戴きますと翌月の請求書と一緒に領収書を送付させていただきます。領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

10 身体拘束について

当事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合は、その際の利用者の心身の状況並びに理由等を記載し、終了後5年間保存する。

11 あらゆるハラスメントについて

事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

①職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

②カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

③職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

④相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

12 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

また当事業所は、命を守ることを中心に安全安楽を最優先の業としています。利用者から虐待を受けたと判断された場合も、ご説明をさせて頂き仕事から手を引くようさせて頂きます。

13 衛生管理等

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事務所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

14 業務継続計画(BCP)の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

15 秘密保持

当事業所に所属する者は、訪問看護を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密は第三者に漏らしません。個人情報につきましては、ご利用者及びご家族の同意をもって必要に応じて使用いたします。
(事前に同意書をもって双方確認のうえ)
※大規模災害等の緊急時に、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには当事業者が保有する個人データを本人の同意なく関係者等に提供することがあります。

16 賠償責任

当事業所および当事業所に所属する者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体財産に損害を及ぼした場合は、事業所は利用者に対してその損害を賠償します。

17 事故発生時の対応

ご利用者宅にて、事故が発生した場合は速やかに事業所責任者に連絡し指示を仰ぎ対応を行います。また家族・主治医等にも連絡を行い緊急処置を実施します。必要に応じて特別区、市町村及び関係各所の報告をいたします。
なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を2年間保存します。

18 情報開示

当事業所は毎年度事業計画および財務諸表(要旨)を作成して開示希望される方には公開しております。

19 留意事項

訪問予定時間は交通事情等により訪問時間が多少前後することもあります。
予定していた看護師が訪問できなくなった場合は代理の看護師で対応していきます。

指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	東京都武蔵野市関前2-24-13	事業所	#REF!
有限会社	多摩たんぽぽ介護サービスセンター	東京都指定訪問看護事業所	
取締役	千葉信子印	東京都指定介護予防訪問看護事業所	
		指定番号	#REF!

説明者 _____ 印

契約書および本書面により指定訪問看護(介護保険・医療保険)・指定介護予防訪問看護について事業所所属の説明者から重要事項の説明を受けました。

利 用 者	住 所	#REF!	
	氏 名	#REF!	印
家 族 (続柄)	住 所		
	氏 名		印
利 用 者代理人 (続柄)	住 所		
	氏 名		印

自由契約及び自費に関する契約書

1・訪問看護30分の場合	看護師 (准看護師)	5,500円	(4,950円)
訪問看護60分の場合	看護師 (准看護師)	11,000円	(9,900円)
訪問看護90分の場合	看護師 (准看護師)	16,500円	(14,850円)
理学療法士及び作業療法士によるリハビリ 20分		4,400円	
理学療法士及び作業療法士によるリハビリ 40分		8,800円	
理学療法士及び作業療法士によるリハビリ 60分		13,200円	
2・看護職員(保健師・助産師・看護師)が他の職種との同行訪問による指定訪問看護を実施した場合の訪問の場合			
看護師 (准看護師)	6,600円	(5,940円)	
理学療法士・作業療法	6,600円		
介護補助員	3,300円		
3・交通費(当ステーションを基点とする) 1kmにつき110円			
4・延長及び時間外料金加算			
延長(訪問看護90分以降)		30分毎に2,750円追加	
時間外(午前6時～午前9時及び午後5時30分～午後10時)		2,750円追加	
深夜(午後10時～午前6時)		3,300円追加	

※ 診療報酬改定や消費税等の制度改定時は変更させて頂きます。

契約日 令和 年 月 日

利用者	住所	#REF!	
	氏名	#REF!	印
家族 (続柄)	住所		
	氏名		印
利用者代理人 (続柄)	住所		
	氏名		印
事業者	東京都武蔵野市関前2-24-13 有限会社 多摩たんぽぽ介護サービスセンター 取締役 千葉 信子		印
事業所名	#REF!		
電話番号	#REF!		
管理者	山本 英子		